

農地改革後の自作農的土地所有

中 村 卓

La propriété foncière par les fermiers-proprétaires
après la Réforme Agraire au Japon

Taku Nakamura

Résumé

Les gros propriétaires ont joué le premier rôle dans la formation du régime terrien dans quel processus ils se modernisaient et se modifiaient en contribuant beaucoup au développement du capitalisme.

Ils se sont modernisés par la suite en cessant d'être le noyau de ce régime. Une fois le régime terrien ayant perdu son vrai noyau les petits propriétaires se sont appliqués à s'enrichir en profitant du régime terrien semi-féodal.

Ces petits propriétaires n'étaient pas dignes d'être le noyau de ce régime, pourtant, ils ont voulu faire continuer le régime qui n'était plus que "l'image-consécutive" restant après la stimulation originale.

La transformation des propriétaires en fermier-proprétaire qui à un sens de marche-pied pour la réorganisation du régime terrien d'après-guerre n'a été en réalité que la preuve d'un désir de réorganiser le régime terrien qui disparaît.

"Les capitaux monopolisés se liant à l'autorité d'Etat" se sont édifiés sur la base féodale, mais cela ne leur était plus nécessaire de réorganiser le régime semi-féodal, il s'agissait de l'établissement de la classe moyenne de fermiers, quand l'administration agricole d'après-guerre était en voie de déclin.

Or, quels sont les rapports entre les deux classes: c'est-à-dire, celle des "landed tenant-farmers" moyens et celle des fermiers-proprétaires moyens après la Réforme Agricole?

La propriété foncière par les seigneurs était essentiellement contraire à celle par les fermiers-proprétaires. Ainsi, le premier a toujours empêché le propulsion de la marchandise.

Dans les pays du capitalisme avancées la décomposition de la classe paysanne était obstrué par le développement du capital monopolisé, ce qui a permis l'augmentation de la classe paysanne moyenne.

Cette classe est une chose spéciale au Japon d'après-guerre. Quelles en sont les causes?

Primitivement, les fermiers-proprétaires ont eu deux caractères contradictoires: l'un qui est conservateur et l'autre, positif.

Quand on voit les fermiers-proprétaires dont l'échelle devenait moyenne, on pourrait dire que les fermiers-proprétaires ne sont pas conservateurs mais plutôt actifs.

Au fermier-proprétaire d'après-guerre, la formation de la catégorie-V a commencé à être observé mais ceci est la preuve de la disparition du caractère semi-féodal qui couvrait chez les fermiers-proprétaires.

(1) 開 題

農地改革は農民的土地所有を広汎に創出したが、他方には保有地や未墾地所有、採草地・放牧地所有等非農民的土地所有形態が農民的土地所有の本格的な創出を阻み、したがって耕作権を不安定にし、過小農民をして耕地獲得をめぐる土地負担を過重ならしめている。農地改革によって地主的土地所有の規模は縮小されたとはいえ、「改革」前の「地主小作という直接的対立から、地主と十分な土地を持たない農民との一般的・潜在的対立への変化」⁽¹⁾のうちに、なお地主的土地所有の根底が引き継がれているのである。だが「のこされた一町歩保有地も、林野その他の農用地所有も、弱体化された地主的土地所有の構成部分」⁽²⁾であって、階級としての「地主」、範疇としての「地主」を構成するものではない。地主的土地所有の寄生的側面が弱体化されたが故に、地主的土地所有形態が全く変革せしめられたとすることはできないのであって、小農生産における土地不足はそれによって解消してはいない。農地改革の過程における「耕作地主」化は地主的基盤の弱体化にはちがいないが、それは「地主的土地所有の廃棄を積極的に意図するものではない」⁽³⁾。むしろ農民的土地所有の本格的な創出を阻むという点で「土地問題の顕現化の過程それ自体」⁽³⁾である。

もともと日本の半封建的土地所有は日本資本主義の形成とともに形成されるのであるが、それが危機を告げるのもまた資本主義の全般的危機への突入と手を携えている。井上晴丸氏の規定においては、地主の「上からの」危機対応と国家独占資本主義への移行との二つが、歴史的に規定された半封建的条件を持たされた日本資本主義のなかにおいて切り離し難く結びついている。したがって敗戦を機とする地主制の危機にさいして、「独占資本・地主の同盟勢力はほとんど本能的な機敏さで、上からの改革をもって労働者・農民の同盟勢力による下からの改革に対抗して機先を制」し、その結果、地主は耕地の「かなりの部分を手離し、農民に与えることによって、農民層の上部から下に向かってかなりひろい層を自己の側にひきよせ自己の蕃屏とすることができた」⁽⁴⁾、とされている。独占資本と地主との二人三脚、「地主的土地所有」の危機と「資本主義」の危機の概念を同列に置いて無批判的であってはならない。

半封建的地主的土地所有は「地主制」という体制的・権力機構に依拠してのみはじめて維持存続できる筈のものであった。そもそも「地主制」確立途上において真実のその担い手資格であった巨大地主（その半身が独占資本身分への傾斜をもつ前期的大資本）が資本主義発展に大きな役割を果たしつつ、自らを変容＝近代化せしめて「地主制」の担い手資格を徐々に抛棄するプロセスにおいて、地主的土地所有の半封建的収取機構に自らを便乗せしめた在村中・小地主は、体制的「地主制」の担い手資格に欠くところがあっても、いまや「原刺戟」の去ったあとの「残像」にも似た「地主制」をそのまま維持・温存しようと狂奔する。本来、絶対主義段階で近代化への途上において果たす過渡的性格のゆえに「存在」そのものも亦過渡的なものである筈の「地主制」とはいえ、このような本来の意味からではなく、まさに「仮象」なるが故に在村中・小地主を中心とする「地主制」の「残像」を実在らしく引き伸ばし置くことが不可能になってきた・そういう危機が生まれてくる。一方資本主義の危機は実在としての・「資本」の危機なのである。両者の間には質的な差異が存在する。したがって地主的土地所有の危機を独占資本の危機として同列に置くことはできない。

事実「農業生産・農民は直接的にはまず、独占資本による直接的収奪のもとにおかれている」⁽⁵⁾なのであって、小作料の実質的低下は、独占資本の収奪のもとに利潤部分の形成・「富農化」への道を開くものではなかったのである。小作料の低下に基づく地主的側面の否定は、地主の「耕作地主」

化を齎らし、かくすることによって十分な土地を持たない農民との対立において「地主制」再編の一翼を担いつつも、「農業生産が等しくその与件としてもっている独占資本主義のもとでは地主の『耕作地主』化といえどもその枠の外に出るものではない」⁽⁶⁾く、富農化の道は断たれているのである。「耕作地主」の「富農」化は寄生地主から農業経営者への積極的な転換を意図するものであったとしても、独占資本の農業把握のもとでは、収取形態の本質的な差異（地代形態での剰余労働の収取に替えるに、賃金労働を通じての剰余労働の収取というちがい）を視点にして理解するかぎり経済的優位性をとおして自己の地主的支配勢力の維持・存続をはかろうとする点において、「地主制再編の一契機」⁽⁷⁾たるに過ぎない。彼等は地主的勢力の構成要素として地主的支配体制の末端を担うものとして立ち現われるのであって、地主的土地所有の再編の形態をなすものではない。地主の「耕作地主」化の背後には地主制の圧力が顕在している。本質的に「耕作地主」は戦後日本農業における農民的商品生産の真の担い手資格ではなかった。後述の如く、中堅農民層こそ、その真の担い手であったのである。

だからといって、農地改革を地主的改革として規定することは誤りだと云い切るには、現実に遂行された改革は余りにも不徹底であったのである。それは栗原氏の意見を綜括すると次のようになる。戦時国家独占資本主義の農業把握が進行するにつれて、従来の地主制はようやく半ば制限され従来の農業危機は資本主義の一般的危機のなかに半ば解消される⁽⁸⁾。資本主義の一般的危機の戦後における決定的な深化の局面に直面して、日本資本主義は国家独占資本主義体制を新しく再編強化する必要に迫られ、そのために地主制を清算して国家独占資本主義が直接に農業を把握して、低賃金と低米価とを同時に確保し、農民闘争の目標をうばって農業危機を一応解消することが基本的な先決問題である⁽⁹⁾、と結論して農地改革を地主的改革として規定することを誤りだとしている。小池博士はつぎのように云われる。「独占資本の利潤は、低米価を維持し低賃金労働を確保することにその基礎をおくとともに、農業生産手段および農家生活資料の価格を通じて、独占資本のもとに移行する価値からも形成される。かかる価値の移行は、農産物価格を農民にとって事実上低米価たらしめる。そのもとで、農家経済には『過剰人口』が潜在化し、そしてそこにはつねに、独占資本のための低賃金労働の供給が見出されるのである」⁽¹⁰⁾と。

まさに「低米価」をつくり出したものは法律そのものではなくて、「日本資本主義のもとにおける米価形成の機構そのもの」⁽¹¹⁾であったのである。このようなものとして、半封建的基盤に国家独占資本が立たねばならなかったし、そしてこのような段階で農地改革を迎えねばならなかったのである。「地主制の危機に対する対応は地主の対応であると共に独占資本の対応」⁽¹²⁾にはちがいないとしても、「地主」そのものが感じた危機としての「地主制」はすでに「仮象」化されたものであったのである。一方国家独占資本主義が「その編成の重要な構成要素としてくみいれる」⁽¹²⁾その「半封建的地主制」は残像化された仮象としての地主制そのものの維持再生産ではなく、上に述べた二重の意味での「低米価機構」そのものであったのである。

国家独占資本の農業把握は、戦後農業経営の全般的な落層をひき起こしたなかに、同時に「中堅層」の形成を明白にしてきた。農地価格の統制が廃止された昭和25年以降の農民層の分化・分解について、農地法施行の後をうけた28年2月1日の「農業動態調査」を基にした小池博士の分析はつぎのようにいっている。すなわち、戦後における自自作農の中堅的前進的性格に対態して農地改革は「中堅農家」を自作農として打ち出し、「昭和21年乃至昭和25年にいたる分解に対して、ここにみられる特質は、前者の、落層ならびに農家新設による零細農家層からの『脱農化』の明白な現象と、『中堅層』の一層の固定化である」⁽¹³⁾しかしこのような中堅層の形成・固定化は「農家の

全般的な窮乏化傾向を否定するものではない。したがって、一方に零細経営の賃労働者化と他方に自作『中堅層』の固定化を両極としてもつ、零細自作農の創出と農家の全般的な落層傾向、これが農地改革過程における農民層分解の形態であった¹⁴⁾と。中堅的農民層こそ戦後日本農業の生産力の担当者である。

だが、彼等は果たして「中農層」としての性格をもったものに迄階級性を脱しきったものに転化しえたかどうかはあらためて問われなければならない。

(2) 農地改革後の農民層の分化・分解

農地改革後、農業経営の全般的な落層のなかにあつての「中堅層」の形成については、小池博士の指摘されるとおりである。自作農的土地所有(農民的土地所有)は地主的土地所有の対立物であり、小商品生産者として発展への志向性をもちながらも同時に地主的土地所有に制約される。それでも独占資本の収取のもとに分化・分解をおしすすめてゆく。さてここで「中農」析出の意義を省察しながら、改革後の自作農＝中堅層創出の意義を考えてゆかなければならない。すなわち産業資本が深化した段階では、資本の相対的剰余価値生産の方式が一般化し、工業生産力の発展が比較生産費的原理に支配されて農産物輸入を拡大し、農産物価格は相対的に不利になる。その結果農民層は、その両極への分化・分解が阻まれる。やがて、独占段階では農業の資本家的経営は解体し、「中間層」が肥大化する。これが中間層肥大化の歴史的性格である。これと戦後の中堅的農民層のつながりはどのようなものなのであろうか。

1 日本における「自作」中規模農民層

後進国日本の場合では、早期に独占資本が形成され農産物価格は不利になり、農民の上昇分解は彼をして寄生地主化せしめるか、または農業外投資による脱農化を結果する。その結果、一方には中間層の肥大化を伴い、他方には寄生地主は過小農民を過小農民のままに維持・再生産する。そして、それでいながら「地主的土地所有」は「過小農制」を自己のもとに従属させると共に、同時に資本の圧力のもとに置くことをその自らの「ブルジョア化」の条件とすることによって、過小農の封建性を蒸昇してゆくという近代性をも有する。この前近代性と近代性の二重の性格を纏いつつ現象する中間層肥大化は、農民自身の中のブルジョアの競争の結果というよりは寄生地主的土地所有との対抗・相互規定的関係に基づいた前近代的分化・分解であつたのである。

戦後農地改革を経て、かつての地主のなかの開明的な層が官僚と結びつた二つの類型の地主(事業型地主・自作地主)として再編されつつ村の有力者の地位を維持し、他方自作化した中産的農民以上層がその藩屏として村・部落の各ポストに配置されることによって、国家独占資本の代行機関たらしめられ農村の支配機構は整備した。この新たに保守的魂を植えつけられた自作中規模農民層は、すでに昭和初頭以来の地主の土地売逃げに伴い、土地を買わされて自作化した中産的農民層を前身に持つものなのである。

美川氏は農林省「農家経済調査」を利用しながら大正・昭和初期に亘つての経済収支の過不足を検討した結果、「自作中農・小作中農ともに農業所得で家計費をカバーしえない状態が1935年まで続く。小作中農にいたっては、その後もしばしば赤字を出している」が「大正・昭和期……農民的商品生産がより顕著に」なって、「大戦後期から5反-1町の分家した自作農ないし小作農を起点として、まず小作地借入による耕作の拡張、やがて小作地の自作地化の上昇過程があらわれ、2-3町規模の自小作中農戸数の激増となつた¹⁵⁾、という。

大正11年の簡易生命保険積立金の自作農創設・維持への貸付を前史にもちながら、それが真に

国策としての名に値するものとして、そして小作争議という社会不安を除去するための糊塗の手段の一つとしてたてられた・大正15年の自作農創設維持補助規則は、まさに小作農民にとってはそのプチブルの渴望を医やすものとなったとしても、地主にとっては本質的に「土地売逃げ」の途であった。その後「軍部支配の政治体制の下において、農地問題の解決のために実施された政策は、昭和13年の農地調整法の外、昭和14年の小作料統制令、昭和16年(19年改正)の臨時農地等管理令及び臨時農地価格等統制令がある。これらは小作人による土地買取の奨励、農地移動の統制、耕作権確認、地価及び小作料の適正化を目的とし、農地政策の当然辿るべき動向を示すもの」⁽¹⁶⁾であったが「適切妥当に実施されなかった。此等措置は、一括して評するとせば、十分に具体化されなかった政策の声明に過ぎ」ず、「不当小作料、不当小作地引上げ、土地の投機売買はこの封建的色彩濃厚な体制に於ても弊害たる事が確認された」範囲で小作人が一部「地主から時たま土地を有償譲渡されることは是認され、政府も亦小作人に土地買取りに必要な資金を進んで融通した」⁽¹⁷⁾というのが実情であった。地主にとってはあく迄「土地売逃げ」でしかなかった。

問題は、規模の比較的大きい寄生地主層の「土地売逃げ」→ブルジョアの投資や山林への肩替り→自小作中規模農民層の自作農化に伴う農民的商品生産の発展の阻碍の事実である。すなわち、所有地の売却は事実上高率小作料の「先取り」であり、農地の購入者にとっては土地の購入に投入された資金は「利子を生む投資ではあるが」、「農業で機能する固定資本の一部分も流動資本の一部分も形成しない」⁽¹⁸⁾で、生産そのものの制限となる。それでも「農民が最大限度の生活安定を確保するには、耕作規模の拡張を途中で打切って自作農化するほかはないのである」⁽¹⁹⁾。そして、例えば中央農業会「適正規模調査報告一田作地帯」(昭和5年度)などにも現われているように、「自作農化」は水稻反当生産力の点で自小作農・小作農のいずれよりも不利であるにも拘わらず、地主的土地所有の否定の所産としてではなく、むしろ地主的土地所有のおくれた性格の継承者として・農村の地主的秩序の藩屏として登場する。

これが農地改革後の「自作農的土地所有」に継続する場合に、いわゆる「半地主的半農民的土地所有」として、あるいは恰も地主的土地所有下の農民と些かも変わらない・国家独占資本の半封建的水準の収奪のもとに晒された土地所有として規定されたとしても、もともと自小作中規模農民層＝農民的商品生産担当者資格出の自作農化という積極的な面を無視するわけにはゆかないであろう。まさにこの意味において、すなわち広い意味において単純に改革後の「自作農的土地所有」を改革前の・あの積極的な農民的商品生産の担当者資格＝自小作中規模農民層の延長の上において、自作化したものとして捉えることができるわけである。だから美川氏が「中農層の貧農的顛落は、大正・昭和期でも一貫して進行せざるをえなかった」。「自作中農・小作中農ともに農業所得で家計費をカバーしえない状態が1935年まで続く」。「ここで注意すべきは、1936年以降の段階でともかく農業所得だけで黒字をだすようになった意味である。それは一見すると中農層の『経済的安定』が強化されたかのごとくして、じつは逆であった。この黒字の本質は、インフレと統制とによってえた一種のタコ配当であり、……戦後における中農層の全般的崩落は、すでにこの時期の黒字経済そのもののうちに進行しはじめた」⁽²⁰⁾とのみ云ってしまうわけにはゆかないのである。砂を化して黄金たらしめる「進歩性」と半封建的・保守的性格の二者のたがいに交錯・競合したものを含んでいる筈であるからである。

日本における自作農的土地所有のおくれた性格にも拘わらず、戦後「農業生産の主産地化傾向」が検出されている。これについて綿谷氏はこう述べている。「生産力発展をもたらさうるメカニズムが、国家独占主義的農業構造においても、けっして喪われていない証拠である。いいかえれば農

業の技術水準＝『労働の自由な社会的生産力』の向上をめぐる経営の自由競争が、なお脈々として生きていることだ。かようなメカニズムが、戦前には地主制の重圧を、戦後に国家独占資本の強権をくぐって、あらわれでる姿こそ、いわゆる中農化傾向なのではないか。かりにそうだとすれば農業恐慌の年たる昭和24年から緩漫にせよ中農化傾向がでてきた事実は、資本の古典的な論理たる自由競争が、戦後経済の特異な構造中に従属せしめられながらも、いまや激化するにいたったことである。それは、より具体的には、経済循環の一局面としての恐慌の所産であった。農業恐慌が、供出ないし税金恐慌として従属せしめられた形をとりながらも、なおもちえた進歩的機能こそ、中農化傾向がまた日の目をみることできた契機ではないか⁽²²⁾。「ユンカー地主の特異な計算方式を、過小農的に変容し内攻した形」で「必要労働部分そのものが、いわば地代的に実現され」、「その土地耕作の純生産物（ $V+M$ ）が、近代的賃銀労働者からみた『労働の成果』（ V ）以上のものをさして多く含まないにせよ、これまた、すべて土地独占の成果として理解される」自作農的土地所有は自家労働の評価を社会的にかち得たときに V 範疇が成立し、かくて「彼らは、いわゆる費用価格（ $C+V$ ）を割って不等価交換するメカニズムを、もう原則にはもたない⁽²³⁾」ことになる。

綿谷氏はこういって自作農の性格を理念的に・発展的に規定し、いわゆる「中農化傾向」のうちこそ戦後自作農のもつ非保守的・積極的な面を（たとえ農民的商品生産の段階にとどまるとしても）見出すであろうと結論する。氏の論理のうちには、戦後日本農業にみられる「主産地化傾向」という現実があるからには、それは誰かによって担われているからにはほかならないとの判断に立って、それを「中農層」に求めようとした意図の必然性が汲みとれる。農民労働力が商品化しないままに、しかも「労働力の日価値」が形成される条件の可能性が追及されたもので、改革前の「自作中規模農民層」の延長線上に改革後の「自作中規模農民層」のあるものが位置するということが理解される。

栗原氏が戦後農業生産の「主産地化」を問題にするときは、山田盛太郎氏が「日本資本主義分析」において規定したあの戦前農業の「東北型と近畿型との対抗」（同書、196～9頁）関係の解消を前提しているのである。だが、戦後に現われた東北区における水稻生産力の近畿地区のそれに対する相対的優位性は、東北型と近畿型の生産力の段階差を否定または逆転を意味するものではない。否、戦後東北地区に水稻生産力が単作の形で飛躍した点こそ、東北型を近畿型から区別するものである。したがって、ここでは、綿谷氏のいういわゆる「中農化傾向」を東北型と近畿型の対抗関係を含んだままで理解しなければならないし、またそうすることによって東北地区全般ではなくて部分的に労働の比較的に自由な・社会的生産力の向上をめぐる経営の自由競争が現われきたこと、換言すれば「自作中規模農民層」の積極的意義＝商品生産担当者資格がとり上げられたことになるであろう。

主産地形成を問題にするまえに、主産地そのものの概念規定をこころみなければならない。戦前における主産地は、商品生産農業の主産地形成の経済的条件が熟さず、当該生産物が他地域に比較して量的により多く集中しているという理由で形成された。その段階では土地条件（面積・地力）が労働の原生的生産力を攪乱し、そこに生ずる超過労働生産物は土地所有のもとに帰属するが、自然力が擬制的にも「資本」のもとに包摂されて、「超過利潤」の形でいわゆる「資本の生産力」に転化することはない。生産力の担い手たる自作中規模農民層は「ほう大な大衆をなし、その成員はおなじ情況のなかでくらしているが」、「かれらの生産方法は、かれらをたがいにむすびつけるかわりに、たがいに孤立させる」。その概して狭小なる耕作面積は「耕作にさいして分業をゆるさず科学の適用をるさず」、「かれらのあいだに単に地方的なつながりしかなく、利害の同一性はあっ

でもそれがかれらのあいだになんらの共同もなんらの全国的結合もなんらの政治的組織もつくりだしていないかぎり、かれらは階級をなしていない。したがってかれらは、議会を通じてにしろ」
 「自分の階級の利害を自分の名において主張する能力をもたない。かれらは自分を代表することができず〔だれかによって〕代表されねばならない⁽²⁴⁾」。すなわち、商業資本—多分に前期的性格をもった商人資本でもあるのだが—の流通市場把握によって、農民の商品生産物が価値物に転化され、彼等は自らの手で生産物を商品化することはできない。自小作中規模農民層以下の零細経営農家も個別的には零細なる「量」で参加する。かくて、単に量的概念として、当該農産物の生産がもっとも集中している主要なる生産地帯が、集落の生産的共同活動を起点にして、やがて市町村単位で、ついで郡間に跨る数ヶ町村以上の主産地が形成されるにいたる。

戦前においても、自小作中規模農民層は、独占資本と直接・間接に結びつき反当収量を拡大しつつ前期的商人資本を排除しながら、同時に生産物の質的転換を遂行してゆく。すなわち商品性の高い作物に徐々に移行してゆくのである。そしてそれは特に農地改革後（昭和30年以降に著しくなるのだが）において自作中規模農民層に移行しながら一段と明確な形を示してくる。主産地形成は、単純に自然的土地条件に基づく労働の原生的生産力に依存する如き商品作物—例えば「米」—から擬制的にせよ資本集約的な作物についてなされてゆく点に、際立って戦後の戦前に対するちがいが感ぜられる。そして近き将来において、あるいは「東北型」と「近畿型」の農業生産の対抗関係は特定生産物においては逆転する可能性は充分存在するであろう。そしてその頃までには自家労働の評価、したがってV範疇成立の可能性も検出されるであろう。

残る問題は、戦後自作農的土地所有のもとにおける自家労働の評価、したがってV範疇成立の可能性の検証である。農民の労賃部分を想定した場合、それが自家労働力に基づくに反し、他人労賃Vは雇用労働にもとづいて支払われる。農民の自己労賃と他人労賃とは質的に異った範疇である。したがって小農の場合には本来的に利潤範疇が存在しないから、雇用労働は家族労働の補充として自家労力化して使用されている⁽²⁵⁾。しかるときは、土地・建物・農具・肥料もVと結びついて剰余価値を本来的に目的とするものでなくなるから、即ち自家労力の完全燃焼の手段にとどまることになるので、大内氏が1936年の「農家経済調査書」を分析して「農業所得は、この労働部分の73%をカヴァーしているに過ぎない。だから、ここでは農産物価格はC+Vではなくて、むしろC+0,73Vという水準まで低下していると考えられる⁽²⁶⁾」、といったところで、戦前において農民的商品生産に生産価格の法則を適用するわけにはゆかないのである。既説のように農民は「自分の階級の利害を自分の名においても主張する能力をもたない」のである。彼等農民の生産物の商品性は外部の資本制商品経済から与えられている。例えば農民の生産する牛乳は独占資本（乳業資本）の市乳原料としてか、またはその他の乳製品原料として、独占資本によって適当なる価値物に転化され農民の受取り分は資本の平均利潤または独占利潤を保証したうえで、逆算的に決定される。彼等は自己の生産物を自己の手で価値化＝商品化する能力を持たない。C+V範疇の成立のためにはV範疇の成立を予定しなければならない。

戦後、一般農民が国家独占資本に把握されていることは事実である。だが、把握されるということは支配・隷属＝対抗関係と同義ではない。国家独占資本と全農民が対立しているのでもない。既説のように中規模農民層は国家独占資本と結びついてはいるが、他の階層の農民とは異なり、自給部分を多くもつという点で、それだけ独占資本の収取を免がれるであろう。だから栗原氏のように一般農民は国家独占資本主義的家内工業の事実上の賃労働者なのだとして規定しても、自作農的土地所有のもとでは、土地所有と経営が観念的に癒着し、経営の純収益が「一種の地代的な純収益とし

で⁽²⁷⁾ 観念されざるをえない。自作農創設の政策的意義は「所有」を通して、事実上の労働の成果をもVとして意識させずに、排他的な「土地独占」の成果として観念させるところに、そしてまた闘争的な農民の側から彼等を離間せしめてこれを権力機構に近づけ、残存する地主的土地所有の藩屏たらしめるところに見出される。自作農のもつ「ふるい」面はまさにV範疇の成立しうる諸条件のもとで払い除けられるであろう。そのような可能性は「中堅農民層」の展開のうちに着実に結実してくる。

(3) 独占資本の農民把握についてのメモとV範疇の検出

中規模農民層が国家独占資本と結びついているとしても、他の階層の農民よりも独占資本の収取の対象となる程度が小さいことの論証は農家家計費のうちに占める現金化率の問題から検討することができる。その理由は次のようなことにある。即ち農家家計に占める現物経済の解消＝現金化ということが、農家の近代化を直接意味することなのか、もしそうだとするならばそこから農家労働力の貨幣評価という農家経済の近代化が現われる端緒が掴めるだろうということ、そしてまた農家階層に現われる現金支出の差異が対独占資本との関係のもとにどのように評価されるべきか、ということを検証できるからである。

農家はその購入する生活必需物資の独占価格体系の支配のもとに摺伏することから自らをまもるために、家計費のうち現金部分を可及的に切り詰め、自給部分を多くしようとする。そのよい例は昭和7年頃の、農山漁村経済更生計画に伴う自給部分の拡大化奨励に対する農林省訓令⁽²⁸⁾に見出される。貨幣化率がかりに前年より縮小したとしても、それは農家の自給化を深めて資本主義経済の部分的矛盾を回避しようとするのであって、資本主義経済体制そのものからの逃避ではなく、逆に之に対応しようとする積極的な意図の表現であるのだ。

農家経済調査書によれば、従来5反～1町経営層ならびに2町以上経営層では貨幣化率は相対的に高く、その両者の中間に位する層、すなわち1町～2町層は概してその家計費の貨幣化率は低い。特に1.5町～2町層においてこの傾向が強い。そしてこの層は景気変動の経過をとおしてその傾向を余り変えることはない。

資本制経済の農村への滲透は、傾向として家計を自給経済から離脱させること、まさに近畿地帯の農家の分析が物語るとおりである。だが資本主義の体制的デプレッションにおいては、農民は自己保身の必要から自給部分を拡大し貨幣化率を減少せしめる。そして中間層のみが概して安定した家計の貨幣化率を保つのであるが、それでも長期的傾向として微弱ながらその割合を着実に安定的に増加しつつある。水田作付方式の変化は之を裏づけるであろう。そして東北に若干低く近畿に幾分高いという・量的と同時に質的な差異を含んでいる。すなわち家族労作的農業経営の質的な差異が、おなじ自給生産といっても範疇的なずれをそれぞれ東北型・近畿型のうちに表現している。それは、家計の現金化率の変化の多くの部分が、自家労働力を自給生産物に振り向けるかそれとも他の貨幣収入を得るところの雇用労働に振り向けるかの選択に係わるものであり、本来的にエンプロイメントを近隣にもつという・資本主義滲透の程度に依存するものであって、したがって「自家労働」の貨幣評価が可能であるか否かという基本的問題を内包するものである。単純に現金化率の時系列的変化から直ちに「自家労働力」の貨幣評価を結論するわけにはゆかない。なんとすれば、全般的統計結果からは中間層以外の農民層の影響が多分に混入して現われるから、傾向としての「自家労働力」の貨幣評価の結論をみちびき出すことができないからである。それにしても少なくとも中間層が独占資本の収取の専ら対象にならないことは検討しえたようである。として「自家労働

力」の貨幣評価の検出をもっと深めなければならない。

家族労働力と生産手段は生産過程で結合し、生産物 W' を生産する。この生産物は一部は販売され貨幣 G に転化し、一部は生活資料 W_1 ・生産手段 W_2 に直接転化されるか、さきを実現した貨幣がそれぞれ W_1 (労働力の価値)・ W_2 の購入に消費されるかして家族農業経営の再生産過程が循環する。いわば日本農業経営は $G-W-G'$ ではなく、 $W-G-W'$ の単純商品生産を主体にしたものと云える。したがって、自給生産と商品生産の問題は本来的に、 W_1 の獲得そのものに目的が置かれてきたものなのである。しかし、この関係は固定的なものではなく、農家の置かれた歴史的・社会的諸関係のもとにおいて段階的な質的・量的差異を内包している。具体的には封建社会にみられる家族農業経営の型 (商品市場・労働市場が未発達で手労働が中心となる段階) は別として、少なくとも東北段階と近畿段階の二つの類型として見る事ができる。

類型 (I) 東北型としての家族労働的農業経営 = 自給生産主体ではあるが、自給部分を超過する剰余労働生産物が商品化される程度 (封建社会にみられる) 以上には進展したかたちで、商品生産が展開している。それでも商品市場・労働市場の発達が不充分であり、機械体系が農業に入り込めず、したがって家族労働的である。この段階では家父長のもとに未婚の二・三男をおしとどめ、比較的大家族制の形で農業を行う。一方に労働市場が未発達であり、農家は潜在化した過剰人口を抱え、農業と非農業の間で過剰な「家族労働力」の自由な移動が見られないという理由で、家族労働力の労賃評価が困難である。

類型 (II) 近畿型としての家族労働的農業経営 = 基本的に未だ家族経営の段階にありながらも、商品市場・労働市場が (I) よりも一段と発達し、したがって農業生産力は高まり機械体系も入り込んでいる。労働市場の発達は家族員を自立せしめ、家長の把握しうる家族は直系家族に限られ、かくて「家」の観念がうすれて近代的小家族制が一般化する。生産物は自給的米・麦から高度の商品作物へと転換し→家族員の生計・労働力の再生産は購入品で賄われるようになり、家族労働力の労賃評価が確立する。したがって生業的でなく、貨幣的純収益を目標にした経営 = 商品生産基調が進展するのである。

上のような規定に従えば、 $P_m A \cdots P \cdots W' \begin{matrix} \nearrow G \\ \longleftarrow W_1 \\ \longleftarrow W_2 \end{matrix} \text{---} \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix}$ という家族労働経営において、

自給か購入品に依存するかを選択が、そのまま自家労働力の貨幣的評価に導くものではないことを理解する。農地改革後、東北地帯の農業生産構造に近代化傾向が現われたとしても、それは中規模農民層主体の近代化であり、それ以下と以上の階層では大なり小なり (I) の範疇的性格をもち、 $W'-W_1$ であろうと $W'-G-W_1$ であろうと、そのいずれの経路をとろうとも、この生活資料 W_1 は「家族にとっては必要な使用価値でさえあれば、それが商品流通を経たものであれ、自給によって直接当てられたものであっても良く、より有利に、しかも安定的に供給されれば良いのである」⁽²⁹⁾。したがって (II) の範疇に属する地帯の家族労働経営についてのみ自家労働力の貨幣的評価の可能性が生ずると云えよう。ついで中規模農民層について、その自家労働力の評価はどうであろうか。先ずこれを兼業農家という点から、すなわち農業と非農業の間の家族労働力の交流が本来的にあるものかどうかという点から分析してみよう。

「日本の平均的耕作規模を上廻る 1 町歩以上の耕地を耕作する農家層の中にも相当数の兼業農家があるという事実」、「特定の立地条件のところは別として、普通の経営組織の場合ならば耕地 1 町歩を越える経営であれば一応農業所得だけに依存して農業経済が成立すると考えられる。ところが

1町歩以上の階層においても農外兼業を行なっている農家がある事実は、兼業農家問題が単に窮迫的な小・零細農家だけの問題に止まらない⁽⁸⁰⁾ことを示していると云えよう。勿論中間層以上においてはその比率は余り大きいとは云えないが、それが窮迫を単なる理由としているのではなく、経済価値比較の問題として扱われているという点で、家族労働力の評価が可能性として既に存在していることを示すものである。たとえ現実に家族労働力を経営外に送り出すことが少なくとも、V範疇が成立しかかっていることを物語っている。中規模農民層は原則として専業農家として、農業所得で過不足なく生活しうるていの階層であるとすれば、家族労働力は過剰人口の形では存在していないことは明らかである。東北地帯における中産的農民層もその戦後における積極的性格の故に家族労働力評価の可能性を内包している。

労働力の所有者がそれを商品として売るための条件は、まず第一に彼自身が「自分の労働能力・自分の人格・の自由な所有者でなければならぬ」し、同時に「彼は売るべき他の商品を有たず、自分の労働力の実現に必要ないっさいの物象」⁽⁹¹⁾、すなわち生産手段から引離されているという意味で、二重に自由でなければならない。労働力の販売者と購買者＝貨幣所有者とが市場で出会い、両者が法律上（経済上でない）平等な人格たるためには、労働力の販売者は「労働力に対する自分の所有権を放棄しない」ためそれを「何時でもただ一定の時間ぎめ」⁽⁹²⁾で、しかも自己の裁量で自由に売ることが必要である。自作農の家族労働力は生産手段から分離していない以上、労働力の販売は上に述べた典型的な形態をとらないとしても、自己を自給生産物に振り向けるか、それとも貨幣収入の得られる雇用労働に振り向けるかの選択権が自己自身に存在し、その行便も「家長」のみの裁量によらず、自由に一定の時間ぎめで自己の判断で（といっても家族経営であるからには共同の責任制を否定するものではないが、少なくとも「家長」の専断を許さないという意味で）なされるなら、彼は明らかに労働力の購買者と対等の立場に立ち得るであろう。したがってまた家族労働力は正当に賃金評価を得るであろう。

彼等の家族関係が自由な人間関係として機能するにいたったことは、家族労働力の貨幣賃金評価が労働者の一般的生活標準を規準として行われ、農業経営の事実上の経営費として機能しはじめたことと照応する。かくて、農地改革後の自作中規模農民層が戦前の自小作中規模農民層の流れをくみながら、そのもつ古い面と新しい面を継承しながら、後者を一層伸展せしめ新しい農民的商品生産担当者資格をゆるぎないものにつつつある。

(以上)

文 献

- 1) 小池基之「地主制の研究」252頁
- 2) 同上, 397頁
- 3) 同上, 398頁
- 4) 井上晴丸「改革による地主制の再編成」—『日本資本主義講座』第五巻, 66頁, 67頁
- 5) 小池基之氏, 前掲書, 250頁
- 6) 同上, 310頁
- 7) 同上, 313頁
- 8) 栗原百寿「現代日本農業論」25頁
- 9) 同上, 26頁
- 10) 前掲「地主制の研究」331頁
- 11) 同上, 338頁
- 12) 井上氏, 前掲書, 64頁

中村 農地改革後の自作農的土地所有

- 13) 前掲, 「地主制」263頁
- 14) 同上, 262頁
- 15) 美川三四郎「農民階級分化の進行」—『日本資本主義講座』第六卷, 80頁, 82頁, 82頁
- 16) 近藤康男「農地改革の諸問題」7～8頁
- 17) ローラン・アイ・ヒューズ「日本の農地改革」(農林省農地課訳)28頁, 29頁, 29頁
- 18) 「資本論」第三部(長谷部訳)1138頁
- 19) 美川氏, 前掲書, 88頁
- 20) 同上, 80頁, 80頁, 81頁
- 21) 栗原氏, 前掲書, 229頁
- 22) 綿谷尠夫「農地改革後の自作農の性格」—『農業総合研究』第六卷二号, 168～9頁
- 23) 同上, 180頁, 181頁, 183頁, 195頁
- 24) 伊藤新一訳「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」144頁
- 25) 鈴木鴻一郎「日本農業と農業理論」337～8頁
- 26) 大内 力「農業問題」127頁
- 27) 綿谷氏, 前掲論文, 178頁
- 28) 「農山漁村経済更生計画ニ関スル件」—『帝国農会報』第二十三卷第三号, 285～295頁
- 29) 磯部秀俊編「日本の農業経営」11頁
- 30) 渡辺兵力「農家の兼業化」—『農業総合研究』第八卷第三号, 63頁
- 31) 「資本論」(訳書)第一部上, 315頁, 317～8頁
- 32) 同上, 316頁